

## ウクライナ避難学生の支援に関する特別措置

令和4年8月3日

役員会決定

### (目的)

- 1 この決定は、ウクライナにおける危機的状況を踏まえ、研究の継続を希望するウクライナ人の大学院生を支援するため、令和4年度から令和5年度における外国人留学生の身分その他学生の修学上必要な事項を定める三重大学（以下「本学」という。）の諸規程等における特別措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (ウクライナ人特別研究学生)

- 2 ウクライナの大学院の学生であって、在籍する大学院で研究を継続できなくなったウクライナ人学生が本学大学院で研究指導を受けることを志願した場合は、本学は、在籍する大学院との協議に基づき、もしくは協議を経ることなく、ウクライナ人特別研究学生として臨時に受け入れることができるものとする。

ウクライナ人特別研究学生は、三重大学大学院学則第52条に規定する「特別研究学生」として学籍を有するものとする。

### (入学者の選考)

- 3 前項のウクライナ人特別研究学生の選考については、各研究科において選考を行い、当該の研究科委員会又は研究科教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

### (受入期間)

- 4 第2項のウクライナ人特別研究学生の受入期間は、令和4年度から令和5年度末までとする。ただし、始期は令和5年3月までの各月の初めとし、終期は各年度の9月30日又は3月31日とする。

### (検定料、入学料及び授業料)

- 5 第2項のウクライナ人特別研究学生の検定料及び入学料は、三重大学大学院学則第52条第2項の規定に基づき徴収しない。授業料は、在籍大学ないし在日ウクライナ大使館との協議をもって、同条第4項に規定する「外国の大学との大学間交流協定（部局等間交流協定を含む。）に基づき受け入れる外国人留学生で、授業料を相互に不徴収とされている場合」とみなし、徴収しない。

### (寄宿料及び使用料)

- 6 第2項のウクライナ人特別研究学生が国際交流会館に入居する場合、三重大学国際交

流会館規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、寄宿料及び使用料は徴収しない。

(経済的支援)

- 7 本特別措置に基づくウクライナ人特別研究学生については、本学が申請者となり、日本財団の「渡航費・生活費・住環境整備費支援」に申請することで経済的援助を行う。日本財団の支援が認められない場合には、同等の支援を本学として行う。

(その他)

- 8 この決定その他関係規程等のいずれにもより難い事態が生じた場合は、総務を担当する理事、国際交流担当の特命副学長及び学長補佐が協議のうえ、別段の取扱をすることができる。

附 記

この決定は、令和 4 年 8 月 3 日から実施する。